

## 浜松市使用水量認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市水道事業給水条例(昭和33年浜松市条例第18号。以下「条例」という。)第29条の規定に基づく使用水量の認定について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検針 条例第28条の規定に基づく使用水量の計量をいう。
- (2) 実績水量 使用水量のうち通常において使用したと推定される水量をいう。

(認定の範囲)

第3条 条例第29条第1号の規定により使用水量を認定する範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水道メーターが損傷している場合
- (2) 水道メーターが逆取付されている場合
- (3) その他管理者が水道メーターに異状があると認めた場合

2 条例第29条第2号の規定により使用水量を認定する範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水道メーターが建物内等にあり使用者が不在のため検針できない場合
- (2) 水道メーターが土砂、汚水等で埋没し、検針できない場合
- (3) メーターボックスの上の移動不可能な重量物その他の障害物のため、検針できない場合
- (4) 工事その他の理由により著しい危険が予見され、検針できない場合
- (5) 前回の検針から今回の検針までの期間が74日を超えた場合
- (6) その他管理者が必要と認めた場合

(認定の方法)

第4条 前条第1項各号及び第2項第1号から第4号までに該当する場合は、実績水量を使用水量とする。

2 前条第2項第5号に該当する場合は、今回の検針により算定された使用水量を前回の検針から今回の検針までの日数で除し、前回の検針から暦に従って計算された2か月の日数を乗じて算定された水量(端数は切り捨て)を使用水量とする。なお、今回の検針により請求の対象としない水量は次回の検針時に計量し算定された使用水量に加算するものとする。また、使用者にその旨を水道使用水量認定通知書(様式第1号)により通知するものとする。

3 前条第2項第6号に該当する場合は、管理者が認めた水量を使用水量とする。

(実績水量の算定)

第5条 実績水量は、次の各号に掲げる方法のうち季節的な使用実態等を勘案し、もっとも適当と認められる方法により算定するものとする。

- (1) 前回、前々回の平均使用水量
- (2) 前年同時期の使用水量
- (3) 7日以上の期間の水量を計量し、その水量を日割り按分した1日当たりの水量に使用日数を乗じて得られた水量
- (4) 使用状況を勘案して認定した水量

(雑則)

第6条 この要綱により処理しがたい場合は、管理者が特別に定めることができるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成16年4月1日施行の浜松市水道等使用水量認定要領は廃止する。

様式第 1 号 ( 第 4 条関係 )

年 月 日

様

浜松市水道事業及び  
下水道事業管理者

水道使用水量認定通知書

浜松市水道事業給水条例第 2 9 条の規定に基づき、以下のとおり認定しましたので通知します。

1 使用水量 ( 年 月検針分 )

m<sup>3</sup>

	指針	検針日
今回	m <sup>3</sup>	年 月 日
前回	m <sup>3</sup>	年 月 日

2 今回認定水量

3 次回加算水量